

■福岡県原子力災害 広域避難基本計画 修正 新旧対照表

旧	新	改正理由																																								
<p>第1章 計画策定の趣旨</p> <p>玄海原子力発電所で、東京電力福島第一原子力発電所と同様の事故による原子力災害が万々がーに発生した場合において、住民などの防護措置を混乱なく実施するためには、国の「原子力災害対策指針」（以下「指針」という。）を踏まえ、玄海原子力発電所から半径30km圏内の区域（糸島市の一部が該当）に居住する住民の避難計画を策定する必要がある。</p> <p>通常、災害時の避難誘導は市町村が行うこととされているが、東京電力福島第一原子力発電所の事故による、原子力災害が広範囲に及び、市町村の区域を越える広域的な避難が必要となったことに鑑み、広域的自治体である県が、市町村と連携して広域避難の基本的な考え方を取りまとめ、糸島市の原子力災害広域避難個別計画（以下「個別計画」という。）の策定を支援するものである。</p> <p>また、実際に原子力災害が発生した場合の防護措置については、放射性物質の拡散が災害発生時の気象条件や地形の影響を受けることから、放射線量の実測値等を踏まえ、柔軟に対応するものとする。</p> <p>第2章 個別計画を事前に策定すべき地域</p> <p>第1節 個別計画を事前に策定すべき地域</p> <p>本県において個別計画を事前に策定すべき地域の範囲については、指針における「緊急防護措置を準備する区域（UPZ（Urgent Protective action planning Zone. 以下「UPZ」という。）」を踏まえ、玄海原子力発電所からおおむね半径30kmの円内（以下「対象地域」という。第1図参照）とする。具体的には、糸島市内の二丈地区（約1万人）及び志摩地区（約5千人）である。</p> <p>【第1図 個別計画を事前に策定すべき地域の範囲】 略</p> <p>第2節 個別計画を策定する際の留意点</p> <p>糸島市は、県の支援を得て、広域的な避難等が必要な場合に備え、対象地域外にあらかじめ指定した避難所に避難等するための個別計画を作成するものとする。</p> <p>避難先については、地域コミュニティの維持に留意し、同一地区の住民がまとまって避難等できるよう配慮するものとする。個別計画には、対象地域の地区ごとの避難経路・避難先を明示するものとする。</p> <p>【第1表 受入市町における受入人数一覧】</p> <table border="1" data-bbox="159 1483 845 1794"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>人数</th> <th>市町村名</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡市</td> <td>10,215</td> <td>那珂川市</td> <td>687</td> </tr> <tr> <td>筑紫野市</td> <td>700</td> <td>宇美町</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>春日市</td> <td>701</td> <td>篠栗町</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>大野城市</td> <td>600</td> <td>志免町</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	人数	市町村名	人数	福岡市	10,215	那珂川市	687	筑紫野市	700	宇美町	300	春日市	701	篠栗町	200	大野城市	600	志免町	300	<p>第1章 計画策定の趣旨</p> <p>玄海原子力発電所で、東京電力福島第一原子力発電所と同様の事故による原子力災害が万々がーに発生した場合において、住民などの防護措置を混乱なく実施するためには、国の「原子力災害対策指針」（以下「指針」という。）を踏まえ、玄海原子力発電所から半径30km圏内の区域（糸島市の一部が該当）に居住する住民の避難計画を策定する必要がある。</p> <p>通常、災害時の避難誘導は市町村が行うこととされているが、東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害が広範囲に及び、市町村の区域を越える広域的な避難が必要となったことに鑑み、広域的自治体である県が市町村と連携して、広域避難の基本的な考え方を取りまとめ、糸島市の原子力災害広域避難個別計画（以下「個別計画」という。）の策定を支援するものである。</p> <p>また、実際に原子力災害が発生した場合の防護措置については、放射性物質の拡散が災害発生時の気象条件や地形の影響を受けることから、放射線量の実測値等を踏まえ、柔軟に対応するものとする。</p> <p>第2章 個別計画を事前に策定すべき地域</p> <p>第1節 個別計画を事前に策定すべき地域</p> <p>本県において個別計画を事前に策定すべき地域の範囲については、指針における「緊急防護措置を準備する区域（UPZ（Urgent Protective Action Planning Zone. 以下「UPZ」という。）」を踏まえ、玄海原子力発電所からおおむね半径30kmの円内（以下「対象地域」という。第1図参照）とする。具体的には、糸島市内の二丈地区の一部（約1万人）及び志摩地区の一部（約5千人）である。</p> <p>【第1図 個別計画を事前に策定すべき地域の範囲】 略</p> <p>第2節 個別計画を策定する際の留意点</p> <p>糸島市は、県の支援を得て、広域的な避難等が必要な場合に備え、対象地域外にあらかじめ指定した避難所に避難する等、糸島市等が取るべき措置を定めるため、個別計画を作成するものとする。</p> <p>避難先については、地域コミュニティの維持に留意し、同一地区の住民がまとまって避難等できるよう配慮するとともに、対象地域の地区ごとの避難経路・避難先を明示するものとする。</p> <p>【第1表 受入市町における指定避難所の収容可能人数一覧（令和3年2月末時点）】</p> <table border="1" data-bbox="1166 1483 1852 1794"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>人数</th> <th>市町村名</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡市</td> <td>9,635</td> <td>那珂川市</td> <td>292</td> </tr> <tr> <td>筑紫野市</td> <td>505</td> <td>宇美町</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>春日市</td> <td>422</td> <td>篠栗町</td> <td>235</td> </tr> <tr> <td>大野城市</td> <td>548</td> <td>志免町</td> <td>228</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	人数	市町村名	人数	福岡市	9,635	那珂川市	292	筑紫野市	505	宇美町	72	春日市	422	篠栗町	235	大野城市	548	志免町	228	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>時点更新</p>
市町村名	人数	市町村名	人数																																							
福岡市	10,215	那珂川市	687																																							
筑紫野市	700	宇美町	300																																							
春日市	701	篠栗町	200																																							
大野城市	600	志免町	300																																							
市町村名	人数	市町村名	人数																																							
福岡市	9,635	那珂川市	292																																							
筑紫野市	505	宇美町	72																																							
春日市	422	篠栗町	235																																							
大野城市	548	志免町	228																																							

■福岡県原子力災害 広域避難基本計画 修正 新旧対照表

旧				新				改正理由
宗像市	330	須恵町	200	宗像市	495	須恵町	279	
太宰府市	500	新宮町	200	太宰府市	505	新宮町	180	
古賀市	400	久山町	100	古賀市	209	久山町	72	
福津市	400	粕屋町	300	福津市	1,230	粕屋町	257	
合計	16,133			合計	15,164			
<p>第3章 緊急時モニタリング</p> <p>第1節 緊急時モニタリングの概要</p> <p>第1項 略</p> <p>第2項 緊急時におけるモニタリング</p> <p>県（福岡県モニタリング本部）は、施設敷地緊急事態発生の情報連絡を受けた場合国が立ち上げ、国が統括する緊急時モニタリングセンターに参画する。</p> <p>国は、指針に基づき、県があらかじめ策定する「緊急時モニタリング計画」を参照して、原子力災害の状況、気象情報などを参考にしつつ、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ「緊急時モニタリング実施計画」を策定し、緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>県は、国が「緊急時モニタリング実施計画」を策定するまでの間は「緊急時モニタリング計画」に基づき、緊急時モニタリングを実施し、「緊急時モニタリング実施計画」が策定後は、国の指揮の下、緊急時モニタリングに所要の協力をを行う。</p> <p>第3項 緊急時モニタリング結果の報告・共有</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、モニタリング結果の妥当性を確認し、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）及びオフサイトセンター放射線班と速やかに結果を共有する。</p> <p>緊急時モニタリング結果については、オフサイトセンター放射線班から関係県などに連絡する。</p> <p>第2節 モニタリングの実施方法</p> <p>第1項 モニタリングポスト等による常時測定</p> <p>県内各地域の比較的人口が密集する地点に設置したモニタリングポスト及び固定式電子線量計において、放射線量を常時監視するものとし、今後、必要に応じて拡充していくものとする。（※ 第2表、第3表、第2図参照）</p> <p>警戒事態以降においては、モニタリングポストの監視頻度を引き上げるなど放射線量の監視体制を強化する。</p> <p>【 第2表 県内のモニタリングポスト設置場所 】 略</p>				<p>第3章 緊急時モニタリング</p> <p>第1節 緊急時モニタリングの概要</p> <p>第1項 略</p> <p>第2項 緊急時におけるモニタリング</p> <p>県（福岡県モニタリング本部）は、施設敷地緊急事態発生の情報連絡を受けた場合、国が立ち上げ、統括する緊急時モニタリングセンターに参画する。</p> <p>国は、指針に基づき、県があらかじめ策定する「緊急時モニタリング計画」を参照して、原子力災害の状況、気象情報などを参考にしつつ、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮し、「緊急時モニタリング実施計画」を策定して、緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>県は、国が「緊急時モニタリング実施計画」を策定するまでの間、「緊急時モニタリング計画」に基づき、緊急時モニタリングを実施し、「緊急時モニタリング実施計画」策定後は、国の指揮の下、緊急時モニタリングに所要の協力をを行う。</p> <p>第3項 緊急時モニタリング結果の報告・共有</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、モニタリング結果の妥当性を確認し、原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後においては、原子力災害対策本部）及びオフサイトセンター放射線班と速やかに結果を共有する。</p> <p>緊急時モニタリング結果については、オフサイトセンター放射線班から関係県などに連絡する。</p> <p>第2節 モニタリングの実施方法</p> <p>第1項 モニタリングポスト等による常時測定</p> <p>県は、県内各地域の比較的人口が密集する地点に設置したモニタリングポスト及び固定式電子線量計において、放射線量を常時監視するものとし、今後、必要に応じて拡充していくものとする。（※ 第2表、第3表、第2図参照）</p> <p>また、警戒事態以降においては、モニタリングポストの監視頻度を引き上げるなど放射線量の監視体制を強化する。</p> <p>【 第2表 県内のモニタリングポスト設置場所 】 略</p>				<p>記載の適正化</p> <p>防災基本計画(R2.5 修正)に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p>

■福岡県原子力災害 広域避難基本計画 修正 新旧対照表

旧				新				改正理由
【 第3表 県内の固定式電子線量計設置場所 】				【 第3表 県内の固定式電子線量計設置場所 】				
	設置場所	所在地	地上高さ		設置場所	所在地	地上高さ	
a	姫島小学校	糸島市志摩姫島 976	1 m	a	姫島小学校	糸島市志摩姫島 976	1 m	
b	鹿家公民館	糸島市二丈鹿家 1771-1		b	鹿家公民館	糸島市二丈鹿家 1771-1		
c	福ノ浦漁港	糸島市志摩芥屋 3719-4		c	福ノ浦漁港	糸島市志摩芥屋 3719-4		
d	加茂川砂防緑地公園	糸島市二丈福井 4192-1		d	加茂川砂防緑地公園	糸島市二丈福井 4192-1		
e	志摩中学校	糸島市志摩小金丸 1836		e	志摩中学校	糸島市志摩小金丸 1836		
f	糸島市交流プラザ 二丈館	糸島市二丈深江 1360		f	糸島市交流プラザ 二丈館	糸島市二丈深江 1360		
g	フォレストアドベンチャー	糸島市二丈一貴山 312-390		g	上深江公民館	糸島市二丈上深江 469-1		
<p>第2項 サーベイメータによる県内全域の測定 モニタリングポストなどによる監視に加え、放射線量の定点測定を補完するため、県内各地に配備したサーベイメータにより、必要に応じ、機動的かつ柔軟にモニタリングを行う。自然災害によるモニタリングポストなどの損壊や電源供給の途絶などにより、モニタリングができなくなった場合についても、同様の対応を行う。(※ 第4表、第2図参照) なお、サーベイメータについては、必要に応じて拡充していくものとする。</p>				<p>第2項 サーベイメータによる県内全域の測定 県は、モニタリングポストなどによる監視に加え、放射線量の定点測定を補完するため、県内各地に配備したサーベイメータにより、必要に応じ、機動的かつ柔軟にモニタリングを行う。また、自然災害によるモニタリングポストなどの損壊や電源供給の途絶などにより、モニタリングができなくなった場合についても、同様の対応を行う。(※ 第4表、第2図参照) なお、サーベイメータについては、必要に応じて拡充していくものとする。</p>				設置場所の変更 記載の適正化
【 第4表 県内のサーベイメータ配備場所及び配備地図 】 略				【 第4表 県内のサーベイメータ配備場所及び配備地図 】 略				

■福岡県原子力災害 広域避難基本計画 修正 新旧対照表

旧		新		改正理由																										
<p>【 第2図 福岡県のモニタリング機器の配置 】 略</p> <p>第3節 関係機関の協力 略</p> <p>第4章 避難体制の整備</p> <p>第1節 避難指示 第1項 非常時の情報の伝達 県は、警戒事態の発生を覚知した場合、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条若しくは第15条に基づき原子力事業者から通報を受けた場合又は「原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書」に基づき原子力事業者から非常時の情報連絡を受けた場合には、その状況などを県警察、気象台、自衛隊、海上保安部、市町村及び消防機関など防災関係機関に直ちに通知するとともに、プレスリリースやホームページなどあらゆる手段を活用して、住民などへの情報提供を図る。</p> <p>第2項 国の指示による避難指示 県は、緊急時モニタリングや放射性物質による汚染状況調査の結果が、指針における「運用上の介入レベル（OIL（Operational Intervention Level.以下「OIL」という。）」の値を超え、若しくは超えるおそれがあると認められ、国の指示があった場合には、県警察、気象台、自衛隊、海上保安部、市町村及び消防機関など防災関係機関に直ちに通知するとともに、プレスリリースやホームページなどあらゆる手段を活用して、対象地域の住民などに速やかに避難等するよう、情報提供を図る。</p>		<p>【 第2図 福岡県のモニタリング機器の配置 】 略</p> <p>第3節 関係機関の協力 略</p> <p>第4章 避難体制の整備</p> <p>第1節 避難指示 第1項 非常時の情報の伝達 県は、警戒事態の発生を覚知した場合、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条若しくは第15条に基づき、原子力事業者から通報を受けた場合又は「原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書」に基づき、原子力事業者から非常時の情報連絡を受けた場合には、その状況などを県警察、気象台、自衛隊、海上保安部、市町村及び消防機関など防災関係機関に直ちに通知するとともに、プレスリリースやホームページなどあらゆる手段を活用して、住民などへ情報提供を図る。</p> <p>第2項 国の指示による避難指示 県は、緊急時モニタリングや放射性物質による汚染状況調査の結果が、指針における「運用上の介入レベル（OIL（Operational Intervention Level.以下「OIL」という。）」の値を超え、若しくは超えるおそれがあると認められ、国の指示があった場合等には、県警察、気象台、自衛隊、海上保安部、市町村及び消防機関など防災関係機関に直ちに通知するとともに、プレスリリースやホームページなどあらゆる手段を活用して、対象地域の住民などに速やかに避難等必要な防護措置を実施するよう、情報提供を図る。</p>		<p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p>																										
<p>【 第5表 OILと防護措置 】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値※1</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急防護措置</td> <td rowspan="2">地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td>500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)</td> <td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td>β線：40,000 cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> <td rowspan="2">避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</td> </tr> <tr> <td>OIL4</td> <td>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td> <td>β線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> </tr> </tbody> </table>		基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要	緊急防護措置	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	β線：40,000 cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	<p>【 第5表 OILと防護措置 】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値※1</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急防護措置</td> <td rowspan="2">地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td>500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)</td> <td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td>β線：40,000 cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> <td rowspan="2">避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</td> </tr> <tr> <td>OIL4</td> <td>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td> <td>β線：13,000cpm※4【1ヵ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> </tr> </tbody> </table>		基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要	緊急防護措置	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	β線：40,000 cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：13,000cpm※4【1ヵ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要																											
緊急防護措置	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)																											
		β線：40,000 cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。																											
OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)																												
基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要																											
緊急防護措置	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)																											
		β線：40,000 cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。																											
OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：13,000cpm※4【1ヵ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)																												

■福岡県原子力災害 広域避難基本計画 修正 新旧対照表

旧					新					改正理由						
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})		1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。	早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})		1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。					
			飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準					0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})				数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})
飲食物摂取制限 ^{※9}	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準			核種 ^{※7}	飲料水	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。	飲食物摂取制限 ^{※9}	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水				1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他		牛乳・乳製品						野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他				
			放射性ヨウ素	300Bq/kg		2,000Bq/kg ^{※8}						放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}		
			放射性セシウム	200Bq/kg		500Bq/kg						放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg		
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg		10Bq/kg						プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg		
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg											

※1 略

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 略

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5~6 略

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて、今後、国が検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6の値を参考として数値を設定する。

※8 略

※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃

※1 略

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 略

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5~6 略

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて、今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。

※8 略

※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始

原子力災害対策指針(H30.7修正)に基づく修正

原子力災害対策指針(H30.7修正)に基づく修正

原子力災害対策指針(H30.7修正)に基づく修正

■福岡県原子力災害 広域避難基本計画 修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、I A E Aの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</p> <p>第2節 避難指示・事故状況などの連絡 第1項 略 第2項 県における連絡体制の整備 県は、糸島市に代わり避難指示を行う場合や糸島市による避難指示の内容を補完する必要がある場合には、プレスリリースやホームページなどあらゆる手段を活用して、避難指示、事故状況などについて住民などへの情報提供を図る。 第3項 情報提供する事項 県及び糸島市が情報提供する事項は、概ね次のとおりとする。 ・ 事故及び災害などの概況（モニタリング結果を含む） ・ 避難指示など災害応急対策の実施状況及び避難状況 ・ 無用の被ばくを避けるための対処方法</p> <p>第3節 避難方法 第1項 略 第2項 鉄道による避難等 自動車による避難等に加え、JR九州、福岡市地下鉄及び西日本鉄道による住民などの避難等を行う。 第3項～第4項 略</p> <p>第4節 避難経路 第1項 陸路による避難等 対象地域の住民などが、対象地域外に迅速に避難等するためには、最寄りの幹線道路から避難等することが効果的である。また、避難者の避難経路を分散し、渋滞を緩和する必要があるため、主要避難経路を次のとおり設定し、対象地域からの避難者は、糸島市が個別計画に定めた避難経路を利用し避難等するものとする。（第3図参照） (ア) 県道49号大野城二丈線 (イ) 二丈浜玉道路及び福岡前原道路(※) (ウ) 国道202号バイパス (エ) 国道202号(※) (オ) 県道506号船越前原線及び県道85号福岡志摩線</p> <p>【第3図 主要避難経路図】 略 第2項 代替避難経路の確保 県、糸島市、その他の市町村及びその他防災関係機関は、収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少などが想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難経路の確保を図る。</p> <p>第3項 離島からの避難等 姫島（住民約200名）からの避難等については、糸島市営渡船及び漁船により本土側の港に上陸した後、バスなどで避難等するものとする。</p>	<p>されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</p> <p>第2節 避難指示・事故状況などの連絡 第1項 略 第2項 県における連絡体制の整備 県は、糸島市に代わり避難指示を行う場合や糸島市による避難指示の内容を補完する必要がある場合には、プレスリリースやホームページなどあらゆる手段を活用して、避難指示、事故状況などについて、住民などへ情報提供を図る。 第3項 情報提供する内容 県及び糸島市が情報提供する内容は、概ね次のとおりとする。 ・ 事故及び災害などの状況（モニタリング結果を含む） ・ 避難指示など災害応急対策の実施状況及び避難状況 ・ 無用の被ばくを避けるための防護措置</p> <p>第3節 避難方法 第1項 略 第2項 鉄道による避難等 自動車による避難等に加え、JR九州、福岡市地下鉄及び西日本鉄道による住民などの避難等を行う。 第3項～第4項 略</p> <p>第4節 避難経路 第1項 陸路による避難等 対象地域の住民などが、対象地域外に迅速に避難等するためには、最寄りの幹線道路から避難等することが効果的である。また、その際避難経路を分散し、渋滞を緩和する必要があるため、あらかじめ避難経路を次のとおり設定し、対象地域からの避難者は、この避難経路により、糸島市の個別計画に基づいて、避難等するものとする。（第3図参照） (ア) 県道49号大野城二丈線 (イ) 二丈浜玉道路及び福岡前原道路(※) (ウ) 国道202号バイパス (エ) 国道202号(※) (オ) 県道506号船越前原線及び県道85号福岡志摩線</p> <p>【第3図 主要避難経路図】 略 第2項 代替避難経路の確保 県、糸島市及びその他防災関係機関等は、収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路幅の減少などにより、通行できないことが想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難経路の確保を図る。</p> <p>第3項 離島からの避難等 姫島（住民約160名）からの避難等については、糸島市営渡船及び漁船により本土側の港に上陸した後、バスなどで避難等するものとする。</p>	<p>原子力災害対策指針(H30.7修正)に基づく修正</p> <p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

■福岡県原子力災害 広域避難基本計画 修正 新旧対照表

旧	新	改正理由																																																																																																												
<p>糸島市は、船舶が不足する場合、県に保有船舶の提供を要請するほか、県を通じて海上保安庁に支援を要請するものとする。 なお、県及び糸島市は、姫島からの避難誘導に当たっては、できるだけ早期に避難等を開始するよう努めるとともに、悪天候などにより船舶による避難等が困難な場合には、気密性を確保するなどの放射線防護対策を行っている糸島市姫島福祉センター「はまゆう」に一時的に屋内退避するなど特別な配慮を行う。</p> <p>【 第6表 糸島市における旅客船就航状況（定期航路） 】 略</p> <p>【 第7表 福岡県保有船 】</p> <table border="1" data-bbox="131 620 1009 1296"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>船 名</th> <th>トン数</th> <th>定員</th> <th>碇泊港</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁業管理課</td> <td>しんぷう</td> <td>114</td> <td>35</td> <td>博多港</td> <td>漁業取締船</td> </tr> <tr> <td>水産海洋技術センター</td> <td>げんかい</td> <td>67</td> <td>20</td> <td>〃</td> <td>漁業調査取締船</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>つくし</td> <td>19</td> <td>12</td> <td>〃</td> <td>漁業調査取締船</td> </tr> <tr> <td>有明海研究所</td> <td>ありあけ</td> <td>7.9</td> <td>12</td> <td>沖端漁港</td> <td>漁業取締船</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>ずいよう</td> <td>4.2</td> <td>11</td> <td>〃</td> <td>漁業調査船</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>ちくご</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>〃</td> <td>漁業調査船</td> </tr> <tr> <td>豊前海研究所</td> <td>ぶぜん</td> <td>31</td> <td>11</td> <td>宇島港</td> <td>漁業調査取締船</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>106</td> <td colspan="2">合計</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4項 交通誘導・交通規制 糸島市は、避難等を勧告又は指示した区域について、必要に応じ、警戒区域を設定して、当該区域への立ち入りを制限するなど、勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとる。 県警察は、糸島市が避難等を勧告又は指示した区域から、円滑に住民などの避難等が行われるよう、必要な交通規制及び交通整理・誘導を実施するとともに、区域外部からの車両などの進入を制限する。 県は、糸島市が避難等を勧告又は指示した区域に外部から車両等が進入しないよう、関係機関に必要な措置をとるよう要請する。</p> <p>第5節 避難先との調整 糸島市は、地区ごとの避難者数を把握し、受入市町に対して受入を要請する。 県は、糸島市が広域避難要請の事務を行うことが出来なくなった場合、糸島市に代わって広域避難の要請を行う。 受入市町は、広域避難の受入れ準備が整った場合、速やかに避難者の受入</p>	所 属	船 名	トン数	定員	碇泊港	備考	漁業管理課	しんぷう	114	35	博多港	漁業取締船	水産海洋技術センター	げんかい	67	20	〃	漁業調査取締船	〃	つくし	19	12	〃	漁業調査取締船	有明海研究所	ありあけ	7.9	12	沖端漁港	漁業取締船	〃	ずいよう	4.2	11	〃	漁業調査船	〃	ちくご	2	5	〃	漁業調査船	豊前海研究所	ぶぜん	31	11	宇島港	漁業調査取締船	合計			106	合計		<p>糸島市は、船舶が不足する場合、県に保有船舶の提供を要請するほか、県を通じて海上保安庁に支援を要請するものとする。 なお、県及び糸島市は、姫島からの避難誘導に当たっては、できるだけ早期に避難等を開始するよう努めるとともに、悪天候などにより船舶による避難等が困難な場合には、<u>新型コロナウイルス感染症等の感染拡大・予防対策を講じ</u>、気密性を確保するなどの放射線防護対策を行っている糸島市姫島福祉センター「はまゆう」等に一時的に屋内退避するなど特別な配慮を行う。</p> <p>【 第6表 糸島市における旅客船就航状況（定期航路） 】 略</p> <p>【 第7表 福岡県保有船 】</p> <table border="1" data-bbox="1138 620 2016 1296"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>船 名</th> <th>トン数</th> <th>定員</th> <th>碇泊港</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁業管理課</td> <td>しんぷう</td> <td>114</td> <td>35</td> <td>博多港</td> <td>漁業取締船</td> </tr> <tr> <td>水産海洋技術センター</td> <td>げんかい</td> <td>67</td> <td>13</td> <td>〃</td> <td>漁業調査取締船</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>つくし</td> <td>19</td> <td>12</td> <td>〃</td> <td>漁業調査取締船</td> </tr> <tr> <td>有明海研究所</td> <td>ありあけ</td> <td>7.9</td> <td>12</td> <td>沖端漁港</td> <td>漁業取締船</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>ずいよう</td> <td>4.2</td> <td>10</td> <td>〃</td> <td>漁業調査船</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>ちくご</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>〃</td> <td>漁業調査船</td> </tr> <tr> <td>豊前海研究所</td> <td>ぶぜん</td> <td>31</td> <td>11</td> <td>宇島港</td> <td>漁業調査取締船</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>101</td> <td colspan="2">合計</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4項 交通誘導・交通規制 糸島市は、避難等を指示した区域について、必要に応じ、警戒区域を設定して、当該区域への立ち入りを制限するなど、<u>指示の実効を上げるために必要な措置をとる</u>。 県警察は、糸島市が避難等を指示した区域から、円滑に住民などの避難等が行われるよう、必要な交通規制及び交通整理・誘導を実施するとともに、区域外部からの車両などの進入を制限する。 県は、糸島市が避難等を指示した区域に外部から車両等が進入しないよう、関係機関に必要な措置をとるよう要請する。</p> <p>第5節 避難先との調整 糸島市は、地区ごとの避難者数を把握し、受入市町に対して受入を要請する。 県は、糸島市が広域避難要請の事務を行うことが困難な場合、糸島市に代わって広域避難の要請を行う。 受入市町は、広域避難の受入れ準備が整った場合、速やかに避難者の受</p>	所 属	船 名	トン数	定員	碇泊港	備考	漁業管理課	しんぷう	114	35	博多港	漁業取締船	水産海洋技術センター	げんかい	67	13	〃	漁業調査取締船	〃	つくし	19	12	〃	漁業調査取締船	有明海研究所	ありあけ	7.9	12	沖端漁港	漁業取締船	〃	ずいよう	4.2	10	〃	漁業調査船	〃	ちくご	2	8	〃	漁業調査船	豊前海研究所	ぶぜん	31	11	宇島港	漁業調査取締船	合計			101	合計		<p>防災基本計画(R02.5 修正)に基づく修正</p> <p>時点更新及び記載の適正化</p> <p>原子力災害対策特別措置法改正に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p>
所 属	船 名	トン数	定員	碇泊港	備考																																																																																																									
漁業管理課	しんぷう	114	35	博多港	漁業取締船																																																																																																									
水産海洋技術センター	げんかい	67	20	〃	漁業調査取締船																																																																																																									
〃	つくし	19	12	〃	漁業調査取締船																																																																																																									
有明海研究所	ありあけ	7.9	12	沖端漁港	漁業取締船																																																																																																									
〃	ずいよう	4.2	11	〃	漁業調査船																																																																																																									
〃	ちくご	2	5	〃	漁業調査船																																																																																																									
豊前海研究所	ぶぜん	31	11	宇島港	漁業調査取締船																																																																																																									
合計			106	合計																																																																																																										
所 属	船 名	トン数	定員	碇泊港	備考																																																																																																									
漁業管理課	しんぷう	114	35	博多港	漁業取締船																																																																																																									
水産海洋技術センター	げんかい	67	13	〃	漁業調査取締船																																																																																																									
〃	つくし	19	12	〃	漁業調査取締船																																																																																																									
有明海研究所	ありあけ	7.9	12	沖端漁港	漁業取締船																																																																																																									
〃	ずいよう	4.2	10	〃	漁業調査船																																																																																																									
〃	ちくご	2	8	〃	漁業調査船																																																																																																									
豊前海研究所	ぶぜん	31	11	宇島港	漁業調査取締船																																																																																																									
合計			101	合計																																																																																																										

■福岡県原子力災害 広域避難基本計画 修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>れを開始する。</p> <p>第5章 安定ヨウ素剤の<u>予防服用</u></p> <p>第1節 避難者に対する説明 県は、糸島市及び医療機関などと連携し、国の指示に基づき、安定ヨウ素剤の<u>予防服用</u>が必要となった場合、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の<u>予防服用</u>の効果、服用時期、服用方法、服用対象者及び禁忌などについて避難者へ説明するとともに、薬剤師の確保など必要な措置を講じる。</p> <p>第2節 略</p> <p>第6章 避難退域時検査(※)体制の構築</p> <p>第1節 避難退域時検査の実施 玄海原子力発電所で原子力災害が発生し、放射性物質が放出された又は放出されるおそれがある場合は、避難者が被ばくするおそれがあることから、県は、避難退域時検査会場を設置し、福岡県医師会、福岡県診療放射線技師会及び福岡県看護協会など関係団体の協力を得て、避難退域時検査を実施し、避難者の身体表面への被ばく状況の把握を行う。 避難退域時検査の結果、基準値を超える避難者については、拭き取りなどの簡易除染の処置を行うとともに、汚染の程度によっては、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関への搬送を行う。 ※ 避難退域時検査：放射性物質による汚染状況を確認する検査</p> <p>第2節 避難退域時検査会場の設置 避難者が、放射性物質に汚染されているおそれがある場合には、避難所に入る前に避難退域時検査を行い、基準値を超える者に対しては簡易除染を行わなければならない。 このため、県は、避難所に隣接する場所に避難退域時検査会場を設置するものとする。</p> <p>第3節 避難退域時検査体制の整備 第1項 略 第2項 資機材の整備 県は、避難退域時検査及び簡易除染に必要な資機材を次のとおり確保することとし、必要に応じて国、他道府県及び関係団体などに大口径GMサーベイメータ、ポケット線量計及び除染キットなどの資機材の提供を依頼する。</p> <p>【第9表 資機材】 略</p> <p>第7章 避難時に特に配慮すべき事項</p> <p>第1節 要配慮者への支援 第1項 避難先 <u>避難対象者のうち</u>、要配慮者については、次により避難等を行う。</p>	<p>入れを開始する。</p> <p>第5章 安定ヨウ素剤の<u>配布及び服用</u></p> <p>第1節 避難者に対する説明 県は、糸島市及び医療機関などと連携し、国の指示に基づき、安定ヨウ素剤の<u>配布及び服用</u>が必要となった場合、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の<u>服用</u>の効果、服用時期、服用方法、服用対象者及び禁忌などについて避難者へ説明するとともに、薬剤師の確保など必要な措置を講じる。</p> <p>第2節 略</p> <p>第6章 避難退域時検査(※)体制の構築</p> <p>第1節 避難退域時検査の実施 玄海原子力発電所で原子力災害が発生し、放射性物質が放出された又は放出されるおそれがある場合は、避難者が被ばくするおそれがあることから、県は、避難退域時検査会場を設置し、福岡県医師会、福岡県診療放射線技師会及び福岡県看護協会など関係団体の協力を得て、避難退域時検査を実施し、避難者の身体表面への被ばく状況の把握を行う。 避難退域時検査の結果、基準値を超える避難者については、拭き取りなどの簡易除染の処置を行うとともに、汚染の程度によっては、原子力災害拠点病院又は原子力災害医療協力機関への搬送を行う。 ※ 避難退域時検査：放射性物質による汚染状況を確認する検査</p> <p>第2節 避難退域時検査会場の設置 避難者が、放射性物質に汚染されているおそれがある場合には、避難所に入る前に避難退域時検査を行い、基準値を超える者に対しては、<u>簡易除染</u>を行わなければならない。 このため、県は、避難所に隣接する場所に避難退域時検査会場を設置するものとする。</p> <p>第3節 避難退域時検査体制の整備 第1項 略 第2項 資機材の整備 県は、避難退域時検査及び簡易除染に必要な資機材を次のとおり確保することとし、必要に応じて、<u>国</u>、他道府県及び関係団体などに大口径GMサーベイメータ、ポケット線量計及び除染キットなどの資機材の提供を依頼する。</p> <p>【第9表 資機材】 略</p> <p>第7章 避難時に特に配慮すべき事項</p> <p>第1節 要配慮者への支援 第1項 避難先 <u>対象地域</u>の要配慮者については、次により避難等を行う。</p>	<p>防災基本計画(R2.5 修正)に基づく修正</p> <p>防災基本計画(R2.5 修正)に基づく修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p>

■福岡県原子力災害 広域避難基本計画 修正 新旧対照表

旧	新	改正理由																				
<p>【第10表 糸島市対象地域内の要配慮者の避難先】</p> <table border="1" data-bbox="178 299 1009 653"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>避難先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①入院者(約120人)</td> <td>福岡市内の病院(約120人)</td> </tr> <tr> <td>②社会福祉施設などの入所者(約390人)</td> <td>福岡地域の施設(約460人)</td> </tr> <tr> <td>③在宅の要配慮者(約2,340人)</td> <td>他市町の避難所など(約2,340人) (一定程度の介護を要する者は他市町社会福祉施設など)</td> </tr> <tr> <td>合計 約2,850人</td> <td>約2,920人</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2項 入院の要配慮者の避難先の確保 入院している要配慮者については、病院・診療所が定めた避難計画に従って避難等を行う。 県は、医療関係団体と連携の上、あらかじめ確保した福岡市内の病院に連絡し、円滑な避難等が行われるよう努める。</p> <p>第3項 施設入所の要配慮者の避難先の確保 社会福祉施設などに入所している要配慮者については、施設が定めた避難計画に従って避難等を行う。 県は、社会福祉施設などの入所者の避難等に当たって、必要に応じ、高齢者施設団体などとの応援協定に基づき、入所者の受入先並びに食糧及び車両の提供などについて調整を行う。</p> <p>第4項 在宅の要配慮者の避難先の確保 (1) 入院が必要な者の避難先の確保 在宅の要配慮者のうち、急病などで医療処置が必要となり、医療機関に移送する必要がある場合、県は、災害拠点病院を中心に搬送先の確保を図る。 (2) 入所が必要な者の避難先の確保 在宅の要配慮者のうち、福祉避難所などでの避難生活が困難な者については、県は、社会福祉施設などへの入所が可能となるよう調整を行う。 社会福祉施設などについては、災害時には定員外の入入れが見込まれることから、糸島市は、関係団体・施設の協力を得て避難先の確保を図る。 (3) 福祉避難所への避難等 在宅の要配慮者のうち、(2)に該当しないが、避難所での生活において特別な配慮を要する者については、福祉避難所へ避難するものとし、県は、あらかじめ把握した避難先市町ごとの受入可能人数を踏まえて避難先の確保を図る。</p> <p>第5項 避難誘導・移送の際の留意点 糸島市は、要配慮者について、糸島市避難行動要支援者名簿を踏まえ、要配慮者の状況に応じた避難誘導・移送を行う。 また、妊婦・乳幼児や子供など放射線による身体的影響が大きい者に対しては、避難誘導する際にできる限り放射線の影響を受けないよう配慮するとともに、避難所での要配慮者の生活に関し、その健康状態の把握などに努め、生活環境に十分配慮するものとする。</p>	区分	避難先	①入院者(約120人)	福岡市内の病院(約120人)	②社会福祉施設などの入所者(約390人)	福岡地域の施設(約460人)	③在宅の要配慮者(約2,340人)	他市町の避難所など(約2,340人) (一定程度の介護を要する者は他市町社会福祉施設など)	合計 約2,850人	約2,920人	<p>【第10表 糸島市対象地域内の要配慮者の避難先】 令和2年度時点</p> <table border="1" data-bbox="1179 299 2011 653"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>避難先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①入院者(約120人)</td> <td>福岡市内の病院(約120人)</td> </tr> <tr> <td>②社会福祉施設などの入所者(約360人)</td> <td>福岡地域の施設(約473人)</td> </tr> <tr> <td>③在宅の要配慮者(約2,588人)</td> <td>他市町の避難所など(約2,588人) (一定程度の介護を要する者は他市町社会福祉施設など)</td> </tr> <tr> <td>合計 約3,068人</td> <td>約3,181人</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2項 入院の要配慮者の避難先の確保 入院の要配慮者については、病院・診療所が定めた避難計画に基づき避難等を行う。 県は、医療関係団体と連携の上、あらかじめ確保した福岡市内の病院へ円滑な避難等が行われるよう努める。</p> <p>第3項 施設入所の要配慮者の避難先の確保 社会福祉施設などに入所している要配慮者については、施設が定めた避難計画に基づき、あらかじめ確保した福岡地域の施設へ避難等を行う。 県は、必要に応じて、高齢者施設団体などとの応援協定に基づき、入所者の受入先並びに食糧及び車両の提供などについて調整を行う。</p> <p>第4項 在宅の要配慮者の避難先の確保 (1) 入院が必要な者の避難先の確保 県は、在宅の要配慮者のうち、急病などにより、医療機関に移送する必要がある場合、災害拠点病院を中心に搬送先の確保を図る。 (2) 入所が必要な者の避難先の確保 県は、在宅の要配慮者のうち、福祉避難所などでの避難生活が困難な者については、社会福祉施設などへの入所が可能となるよう調整を行う。 また、社会福祉施設などについては、災害時には定員外の入入れが見込まれることから、糸島市は、関係団体・施設の協力を得て避難先の確保を図る。 (3) 福祉避難所への避難等 県は、在宅の要配慮者のうち、(2)に該当しないが、避難所での生活において特別な配慮を要する者については、福祉避難所へ避難するものとし、あらかじめ把握した避難先市町ごとの受入可能人数を踏まえて避難先の確保を図る。</p> <p>第5項 避難誘導・移送の際の留意点 糸島市は、糸島市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を踏まえ、要配慮者の状況に応じた避難誘導・移送を行う。 妊婦・乳幼児や子供など放射線による身体的影響が大きい者に対しては、避難誘導する際にできる限り放射線の影響を受けないよう配慮する。 また、要配慮者の避難所での生活に関し、その健康状態の把握などに努め、生活環境に十分配慮するものとする。</p>	区分	避難先	①入院者(約120人)	福岡市内の病院(約120人)	②社会福祉施設などの入所者(約360人)	福岡地域の施設(約473人)	③在宅の要配慮者(約2,588人)	他市町の避難所など(約2,588人) (一定程度の介護を要する者は他市町社会福祉施設など)	合計 約3,068人	約3,181人	<p>時点更新</p> <p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>災害対策基本法改正に基づく修正</p> <p>記載の適正化 記載の適正化</p>
区分	避難先																					
①入院者(約120人)	福岡市内の病院(約120人)																					
②社会福祉施設などの入所者(約390人)	福岡地域の施設(約460人)																					
③在宅の要配慮者(約2,340人)	他市町の避難所など(約2,340人) (一定程度の介護を要する者は他市町社会福祉施設など)																					
合計 約2,850人	約2,920人																					
区分	避難先																					
①入院者(約120人)	福岡市内の病院(約120人)																					
②社会福祉施設などの入所者(約360人)	福岡地域の施設(約473人)																					
③在宅の要配慮者(約2,588人)	他市町の避難所など(約2,588人) (一定程度の介護を要する者は他市町社会福祉施設など)																					
合計 約3,068人	約3,181人																					

■福岡県原子力災害 広域避難基本計画 修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>なお、自主防災組織や民生・児童委員などと連携し、避難支援者の確保を図るとともに、要配慮者ごとに避難支援者を特定し、両者間の信頼関係の醸成を図る。</p> <p>第2節 受入市町の協力 受入市町は、防災行政無線・ホームページなどを利用して、糸島市において避難指示が出されたこと、受入市町内の避難所で糸島市民の受入れを行うことを住民に知らせるとともに、不要不急の車両の運転を控えることを広報するとともに、速やかな避難が行われるよう、主要避難経路から避難所までの誘導について協力する。 また、受入市町が作成する原子力災害時の避難者の受入れなどを定めたマニュアルなどにに基づき、原子力災害時の避難者避難所において糸島市職員の補助を行うなど、糸島市に対し必要な協力を行う。</p> <p>第3節 愛護動物の同行避難等の方針 避難等の際、愛護動物を同行する場合には、県及び糸島市は、獣医師会など関係団体と協力し、愛護動物の保護を行う。 また、飼い主と同行避難等した愛護動物については、避難所を設置する市町及び獣医師会など関係団体と協力して、適正飼育の指導や餌・ケージなどの確保を行うなど避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。</p> <p>第4節 防災業務関係者の安全確保 県、国、県警察、糸島市、消防機関、原子力災害拠点病院及びその他防災関係機関は、原子力緊急事態応急対策に携わる防災業務関係者の安全確保を図るものとし、それぞれの災害対策本部などと現場指揮者との連携を密にして、適切な被ばく管理を行う。 なお、被ばく管理に当たっては、緊急時モニタリング本部、保健医療調整本部及び緊急被ばく医療派遣チームと緊密に連携するものとし、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関以外の機関にあっては、必要に応じて高度被ばく医療支援センターなどの協力を得るものとする。</p> <p>第8章 対象地域を越える地域における避難等</p> <p>第1節 県内市町村への避難等 玄海原子力発電所から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状態や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて対象地域を越える地域においても屋内退避を実施する。また、放</p>	<p>なお、自主防災組織や民生・児童委員などと連携し、避難支援者の確保を図るとともに、要配慮者ごとに避難支援者を特定し、両者間の信頼関係の醸成を図る。</p> <p>第2節 受入市町の協力 受入市町は、防災行政無線・ホームページなどを利用して、糸島市において避難指示が出され、受入市町内の避難所で糸島市民の受入れを行うことを住民に知らせるとともに、不要不急の車両の運転を控えることを広報し、速やかに避難が行われるよう、主要避難経路から避難所までの誘導について協力する。 また、受入市町が作成する原子力災害時の避難者の受入れなどを定めたマニュアルなどにに基づき、避難所において糸島市職員の補助を行うなど、糸島市に対し必要な協力を行う。</p> <p>第3節 愛護動物の同行避難等の方針 県及び糸島市は、避難等の際、愛護動物を同行する場合には、獣医師会など関係団体と協力し、愛護動物の保護を行う。 また、飼い主と同行避難等した愛護動物については、受入市町及び獣医師会などの関係団体と協力して、適正飼育の指導や餌・ケージなどの確保を行うなど避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。</p> <p>第4節 防災業務関係者の安全確保 県、国、県警察、糸島市、消防機関、原子力災害拠点病院及びその他防災関係機関は、原子力緊急事態応急対策に携わる防災業務関係者の安全確保を図るため、それぞれの災害対策本部などと現場指揮者との連携を密にして、適切な被ばく管理を行う。 なお、被ばく管理に当たっては、緊急時モニタリング本部、保健医療調整本部及び緊急被ばく医療派遣チームと緊密に連携するものとし、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関以外の機関にあっては、必要に応じて高度被ばく医療支援センターなどの協力を得るものとする。</p> <p>第5節 感染症の流行下での防護措置 新型コロナウイルス感染症等の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。 具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、内閣府が作成した「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」及び福岡県が作成した「避難所運営マニュアル作成指針」等に基づき、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p> <p>第8章 対象地域を越える地域における避難等</p> <p>第1節 県内市町村への避難等 玄海原子力発電所から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状態や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて対象地域を越える地域においても屋内退避を実施する。また、放</p>	<p>改正理由</p> <p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画(R03.5 修正)及び県の及自施策に基づく修正 記載の適正化</p> <p>字句の修正</p>

■福岡県原子力災害 広域避難基本計画 修正 新旧対照表

旧				新				改正理由																																																																																																																																																															
<p>放射性物質の拡散は、対象地域を越える地域において住民の避難等が必要となる場合もある。このような場合においては、放射線量の実測値などを踏まえ、柔軟に対応することとし、迅速かつ円滑な避難等を実施するため、県は、対象地域を越える市町村から避難者数の連絡を受け、あらかじめ把握した県内全市町村の避難所の収容可能人数や被災状況を参考として、避難先の調整を行うものとする。</p> <p>また、市町村が要配慮者を含む避難者数、避難対象地域を明確にした避難個別計画を策定する際、市町村域を越える調整が必要となる場合には、当該市町村からの要請を踏まえ、県においてあらかじめ広域的な調整を行うなど支援する。</p> <p>なお、県は、県内全市町村に避難先が拡大する可能性に鑑み、平常時において県が実施する原子力防災訓練の成果など避難等に必要な知見を適宜県内市町村に提供するものとする。</p>				<p>放射性物質の拡散により、対象地域を越える地域において、住民の避難等が必要となる場合については、放射線量の実測値などを踏まえ、柔軟に対応することとし、迅速かつ円滑な避難等を実施するため、県は、対象地域を越える市町村から避難者数の連絡を受け、あらかじめ把握した県内全市町村の避難所の収容可能人数や被災状況を参考として、避難先の調整を行うものとする。</p> <p>また、市町村が要配慮者を含む避難者数、避難対象地域を明確にした避難個別計画を策定する際、市町村域を越える調整が必要となる場合には、当該市町村からの要請を踏まえ、県においてあらかじめ広域的な調整を行うなど支援する。</p> <p>なお、県は、県内全市町村に避難先が拡大する可能性に鑑み、平常時において県が実施する原子力防災訓練の成果など、避難等に必要な知見を適宜県内市町村に提供するものとする。</p>				<p>時点更新</p>																																																																																																																																																															
<p>第2節 県外への避難等</p> <p>県外に避難等しなければならない場合は、国の助言を踏まえるとともに、佐賀県及び長崎県と連携し、「九州・山口9県災害時応援協定」などの協定を活用して、必要な調整を行うものとする。</p> <p>【第11表 県内全市町村の避難所における収容可能人数】</p> <p>令和2年1月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>市町村名</th> <th>避難所数</th> <th>収容可能人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>北九州市</td><td>502</td><td>156,598</td></tr> <tr><td>2</td><td>福岡市</td><td>432</td><td>118,945</td></tr> <tr><td>3</td><td>大牟田市</td><td>48</td><td>37,792</td></tr> <tr><td>4</td><td>久留米市</td><td>178</td><td>45,100</td></tr> <tr><td>5</td><td>直方市</td><td>49</td><td>16,115</td></tr> <tr><td>6</td><td>飯塚市</td><td>90</td><td>39,963</td></tr> <tr><td>7</td><td>田川市</td><td>24</td><td>6,959</td></tr> <tr><td>8</td><td>柳川市</td><td>65</td><td>9,658</td></tr> <tr><td>9</td><td>八女市</td><td>29</td><td>6,573</td></tr> <tr><td>10</td><td>筑後市</td><td>27</td><td>9,650</td></tr> <tr><td>11</td><td>大川市</td><td>35</td><td>5,307</td></tr> <tr><td>12</td><td>行橋市</td><td>38</td><td>43,570</td></tr> <tr><td>13</td><td>豊前市</td><td>16</td><td>3,750</td></tr> <tr><td>14</td><td>中間市</td><td>14</td><td>8,679</td></tr> <tr><td>15</td><td>小郡市</td><td>28</td><td>9,135</td></tr> <tr><td>16</td><td>筑紫野市</td><td>96</td><td>69,166</td></tr> <tr><td>17</td><td>春日市</td><td>67</td><td>25,127</td></tr> <tr><td>18</td><td>大野城市</td><td>54</td><td>9,656</td></tr> <tr><td>19</td><td>宗像市</td><td>37</td><td>5,520</td></tr> </tbody> </table>				番号	市町村名	避難所数	収容可能人数		1	北九州市	502	156,598	2	福岡市	432	118,945	3	大牟田市	48	37,792	4	久留米市	178	45,100	5	直方市	49	16,115	6	飯塚市	90	39,963	7	田川市	24	6,959	8	柳川市	65	9,658	9	八女市	29	6,573	10	筑後市	27	9,650	11	大川市	35	5,307	12	行橋市	38	43,570	13	豊前市	16	3,750	14	中間市	14	8,679	15	小郡市	28	9,135	16	筑紫野市	96	69,166	17	春日市	67	25,127	18	大野城市	54	9,656	19	宗像市	37	5,520	<p>第2節 県外への避難等</p> <p>県外に避難等しなければならない場合は、国の助言を踏まえるとともに、佐賀県及び長崎県と連携し、「九州・山口9県災害時応援協定」などの協定を活用して、必要な調整を行うものとする。</p> <p>【第11表 県内全市町村の避難所における収容可能人数】</p> <p>令和3年7月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>市町村名</th> <th>避難所数</th> <th>収容可能人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>北九州市</td><td>502</td><td>158,530</td></tr> <tr><td>2</td><td>福岡市</td><td>434</td><td>125,482</td></tr> <tr><td>3</td><td>大牟田市</td><td>48</td><td>37,792</td></tr> <tr><td>4</td><td>久留米市</td><td>178</td><td>44,940</td></tr> <tr><td>5</td><td>直方市</td><td>50</td><td>16,266</td></tr> <tr><td>6</td><td>飯塚市</td><td>64</td><td>39,630</td></tr> <tr><td>7</td><td>田川市</td><td>24</td><td>6,959</td></tr> <tr><td>8</td><td>柳川市</td><td>56</td><td>7,942</td></tr> <tr><td>9</td><td>八女市</td><td>23</td><td>6,413</td></tr> <tr><td>10</td><td>筑後市</td><td>33</td><td>1,571</td></tr> <tr><td>11</td><td>大川市</td><td>27</td><td>4,676</td></tr> <tr><td>12</td><td>行橋市</td><td>38</td><td>43,570</td></tr> <tr><td>13</td><td>豊前市</td><td>17</td><td>3,475</td></tr> <tr><td>14</td><td>中間市</td><td>12</td><td>7,252</td></tr> <tr><td>15</td><td>小郡市</td><td>28</td><td>9,135</td></tr> <tr><td>16</td><td>筑紫野市</td><td>96</td><td>70,121</td></tr> <tr><td>17</td><td>春日市</td><td>67</td><td>11,982</td></tr> <tr><td>18</td><td>大野城市</td><td>55</td><td>10,939</td></tr> <tr><td>19</td><td>宗像市</td><td>37</td><td>5,520</td></tr> </tbody> </table>				番号	市町村名	避難所数	収容可能人数	1	北九州市	502	158,530	2	福岡市	434	125,482	3	大牟田市	48	37,792	4	久留米市	178	44,940	5	直方市	50	16,266	6	飯塚市	64	39,630	7	田川市	24	6,959	8	柳川市	56	7,942	9	八女市	23	6,413	10	筑後市	33	1,571	11	大川市	27	4,676	12	行橋市	38	43,570	13	豊前市	17	3,475	14	中間市	12	7,252	15	小郡市	28	9,135	16	筑紫野市	96	70,121	17	春日市	67	11,982	18	大野城市	55	10,939	19	宗像市	37
番号	市町村名	避難所数	収容可能人数																																																																																																																																																																				
1	北九州市	502	156,598																																																																																																																																																																				
2	福岡市	432	118,945																																																																																																																																																																				
3	大牟田市	48	37,792																																																																																																																																																																				
4	久留米市	178	45,100																																																																																																																																																																				
5	直方市	49	16,115																																																																																																																																																																				
6	飯塚市	90	39,963																																																																																																																																																																				
7	田川市	24	6,959																																																																																																																																																																				
8	柳川市	65	9,658																																																																																																																																																																				
9	八女市	29	6,573																																																																																																																																																																				
10	筑後市	27	9,650																																																																																																																																																																				
11	大川市	35	5,307																																																																																																																																																																				
12	行橋市	38	43,570																																																																																																																																																																				
13	豊前市	16	3,750																																																																																																																																																																				
14	中間市	14	8,679																																																																																																																																																																				
15	小郡市	28	9,135																																																																																																																																																																				
16	筑紫野市	96	69,166																																																																																																																																																																				
17	春日市	67	25,127																																																																																																																																																																				
18	大野城市	54	9,656																																																																																																																																																																				
19	宗像市	37	5,520																																																																																																																																																																				
番号	市町村名	避難所数	収容可能人数																																																																																																																																																																				
1	北九州市	502	158,530																																																																																																																																																																				
2	福岡市	434	125,482																																																																																																																																																																				
3	大牟田市	48	37,792																																																																																																																																																																				
4	久留米市	178	44,940																																																																																																																																																																				
5	直方市	50	16,266																																																																																																																																																																				
6	飯塚市	64	39,630																																																																																																																																																																				
7	田川市	24	6,959																																																																																																																																																																				
8	柳川市	56	7,942																																																																																																																																																																				
9	八女市	23	6,413																																																																																																																																																																				
10	筑後市	33	1,571																																																																																																																																																																				
11	大川市	27	4,676																																																																																																																																																																				
12	行橋市	38	43,570																																																																																																																																																																				
13	豊前市	17	3,475																																																																																																																																																																				
14	中間市	12	7,252																																																																																																																																																																				
15	小郡市	28	9,135																																																																																																																																																																				
16	筑紫野市	96	70,121																																																																																																																																																																				
17	春日市	67	11,982																																																																																																																																																																				
18	大野城市	55	10,939																																																																																																																																																																				
19	宗像市	37	5,520																																																																																																																																																																				

